

# 今後の戸籍附票システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年7月6日

# 目次

---

1. 共通機能・横並び調整対応事項
2. 継続検討事項

# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		戸籍附票システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
—	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称の凡例を追加する。</li> </ul>	<p><u>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書（令和4年●月）</u>  <u>……………共通機能標準仕様書</u></p>
—	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体情報システム標準化基本方針【0.8版】を踏まえ、用語を統一する。</li> </ul>	<p>【実装<u>必須</u><del>すべき</del>機能】</p> <p>【<u>標準オプション</u><del>実装してもしなくても良い</del>機能】</p> <p>【実装<u>不可</u><del>しない</del>機能】</p>
EUCに関すること	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、横並び調整方針のとおり改める。</li> </ul>	<p>10.1 EUC機能ほか          【実装<u>必須</u><del>すべき</del>機能】  <u>EUC機能（「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</u>  <u>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（戸籍附票システム）」に規定するデータ項目とする。</u>          （以下削除）</p>

# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		戸籍附票システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
操作権限設定・管理に関すること	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、シングル・サイン・オンを実現するため、実装必須機能として、横並び調整方針で規定されている内容を含む形に改める。</li> <li>その他、機能の統一を図るため、記載を改める。</li> </ul>	<p>10.3 操作権限管理</p> <p><b>【実装必須すべき機能】</b></p> <p>発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。</p> <p>職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。</p> <p>操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、<u>職員認証機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する職員認証機能をいう。）</u>によるシングル・サイン・オンが使用できること。</p> <p>アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。</p> <p>アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。</p> <p>アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定もする等、事前に準備ができること。</p> <p>また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。</p> <p>他の職員が<u>戸籍附票情報の入力・異動作業をしている異動処理を行っている</u>間は、同一個人の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。</p> <p>なお、操作権限管理については、<u>操作権限一覧表での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。個別及び一括での各種制御やメンテナンス</u>ができること。</p> <p>IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。</p> <p>複数回の<u>アクセス認証</u>の失敗に対して、<u>アクセス禁止アカウントロック</u>状態にできること。</p> <p><b>【標準オプション実装してもしなくても良い機能】</b></p> <p>組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。</p> <p><u>操作権限一覧表で操作権限が設定できること。</u></p>

# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		戸籍附票システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関する こと	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&amp;GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトはエクセル形式とする。</li> </ul>	※Excel修正を実施予定

# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	戸籍附票システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
<p>庁内データ連携に関すること</p>	<p>6</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各標準仕様書と「データ要件・連携要件標準仕様書」の連携要件の標準との整合性を確保するため、当該連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する「機能説明」の項目の内容を連携要件一覧として規定する。</li> </ul> <p>※連携要件一覧は、デジタル庁にて検討されている機能別連携仕様として、同庁においてとりまとめる中（別途デジタル庁から照会予定）、本仕様書の別紙として取り込むタイミングは機能別連携仕様が決まる8月末を想定。</p>	<p>目次  <a href="#">別紙3 連携要件一覧</a> を追加</p> <p>4. 本仕様書の内容 (1) 本仕様書の構成      また、別紙に業務フロー、及びツリー図及び連携要件一覧を記載している。(中略) <a href="#">連携要件一覧</a>は、<a href="#">データ連携の要件 ((a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対し、どのように提供 (Output) 又は照会 (Input) するか) についての標準として作成したものである。デジタル庁が連携要件の標準として作成する「機能別連携仕様」又は当該連携要件一覧のいずれかにメンテナンスが必要な場合は双方が修正される。なお、各カラムの説明等については、「データ要件・連携要件標準仕様書」を参考のこと。</a></p> <p>7.2.1 他の標準準拠システム等への連携  <b>【実装必須すべき機能】</b>      デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び<a href="#">別紙の連携要件一覧</a><del>「データ要件・連携要件標準仕様書」</del>に基づく連携要件の標準に従うこと。</p>

# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		戸籍附票システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
庁内データ連携に関すること	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自施策システム等との連携に関しても、データ要件・連携要件標準仕様書に基づく連携要件の標準に従う旨を記載する。</li> </ul>	<p>7.2.2 独自施策システム等への連携</p> <p>【実装<b>必須</b>すべき機能】</p> <p>標準準拠システム以外のシステム（独自施策システムや<b>共用アプリケーション</b>等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。</p> <p><u>共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。</u></p> <p>【考え方・理由】</p> <p>戸籍附票システムから<b>独自施策システム等</b>の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。</p>

# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		戸籍附票システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
大量印刷に関すること(※)	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>横並び調整方針としては、「標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を（中略）規定する」とあるが、戸籍附票システムとしては必須の機能については現状どおり実装必須機能のままとする。</li> </ul>	<p>10.7 印刷</p> <p>【実装必須すべき機能】</p> <p>証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。          出力部数を設定できること。          帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。          帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトでPDFか紙出力かを設定できることとしても可能とする。          戸籍附票システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。          氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。</p> <p>【実装不可しない機能】</p> <p>アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。</p>

(※) タイトルは大量印刷とされているが、印刷全般の機能が規定されている。



# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		戸籍附票システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
他システムとの連携を除くバッチ処理／一括処理に関すること	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>横並び調整方針としては、バッチ処理を実装オプション機能として規定しているが、戸籍附票システムとしては必須機能であるため現状どおり実装必須機能とする。</li> </ul>	<p>9.1 他システムとの連携を除くバッチ処理</p> <p><b>【実装必須すべき機能】</b></p> <p>バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月××日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどについて、発注者からの要求があった場合、提示すること。また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。</p> <p>前回設定のパラメータは、一部修正ができること。</p> <p>修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。</p> <p>バッチ処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。</p> <p>全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合の警告を戸籍附票システム内又は自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</p> <p>また、例えば6.1で記載した統計についてバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p>

# 1. 共通機能・横並び調整対応事項

- 戸籍附票システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		戸籍附票システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
コード一覧の策定	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁が定めたコード一覧の名称に合わせ、コード名称を修正する。</li> </ul>	<p>1.3.2 住所辞書管理</p> <p><b>【実装必須すべき機能】</b>          必要に応じ速やかに、最新の住所情報に更新すること。国名については、毎年、最新の情報に更新すること。ただし、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。          住所情報は、職員でも容易に修正できること。          住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、<del>住所コード</del>、都道府県市区町村コード、<u>町字市区町村</u>コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。          あわせて、郵便番号についても管理できること。          住所カナ入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のように、住所の頭の数文字を入力することをいう。）をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、住所が自動で入力されること。          住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。</p>

## 2. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項	状況と今後の方向性
1 「氏名の読み仮名」法制度化に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、フリガナに係る記載については、修正を行う予定。</li></ul>